

平成二十八年十一月十五日受領
答弁第一一八号

内閣衆質一九二第一一八号

平成二十八年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大西健介君提出首相夫人の大麻についての発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出首相夫人の大麻についての発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、安倍晋三衆議院議員の政治家個人又は私人としての見解等に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

なお、大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）において、大麻の栽培等については、同法第五条第一項の免許を受けて行うことができることとされている。